

わくわくかごしま移住促進事業実施要領

(趣旨)

- 第1 鹿児島県が実施するわくわくかごしま移住促進事業に関し、必要な事項を定める。

(事業の目的)

- 第2 鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、UIJ ターンによる就業・起業の創出やデジタル技術を活用した社会的事業の起業に対し支援を行うことにより、鹿児島県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的とする。

(各事業の概要)

- 第3 わくわくかごしま移住促進事業の概要は、以下のとおりである。

- 1 かごしま UIJ ターン移住・就業支援事業（以下「移住支援事業」という。）

鹿児島県が行う以下の2又は3等の事業と連携し、東京圏から移住して就業又は起業等をしようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、鹿児島県と居住地の市町村が共同して移住支援金を給付する。

- 2 「かご Job」情報提供事業（以下「マッチング支援事業」という。）

鹿児島県が、東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを開設・運営する（職業安定法第4条第6項の募集情報等提供事業）とともに、選定した中小企業等に、求人広告の作成支援と当該求人広告のサイトへの掲載を行う。

- 3 かごしま地域課題解決型起業支援事業（以下「起業支援事業」という。）

鹿児島県が、起業支援機関を設置して社会的事業の起業を支援し、開業に至った場合に伴走支援を行うとともに一部開業資金に補助を行う。

- 4 地方就職学生支援事業

東京都内に本部がある大学を卒業して、鹿児島県の企業等に就業する者が地方就職支援金の要件を満たす場合に、鹿児島県と居住地の市町村が共同して地方就職支援金を給付する。

(移住支援事業、マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業)

- 第4 移住支援事業、マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業は、次のとおり実施する。

- 1 移住支援事業

鹿児島県は、事業の制度設計・全体管理、新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、市町村は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、市町村が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は、以下のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給

市町村は、申請時において①に定める要件を満たす者のうち、②、③、④又は⑤のいずれかの要件（世帯の場合については併せて⑥の要件を満たすこと）を満たす就職又は起業をした者の申請に基づき、⑦に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円の移住支援金を支給する。

なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大100万円を加算することができる。

① 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者（ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 別紙1に記載のある県内市町村に転入したこと。
- b 交付金の交付決定がされた後であって、鹿児島県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- d 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住す

る意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c 申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、鹿児島県及び市町村が認める場合を除く。
- d その他鹿児島県及び市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 就職に関する要件

1) 一般の場合（マッチングサイトを經由する場合）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が原則鹿児島県内に所在すること。

なお、県外のマッチングサイトに掲載されている対象求人に就業する場合は、鹿児島県内に移住する場合に限り、これを妨げるものではない。

(イ) 鹿児島県が移住支援金の対象とする就業先としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、鹿児島県及び市町村の判断により対象とすることを可能とする。

(エ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて 2 (1) に示す対象法人に就業していること。

(オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

- (イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- ③ テレワークに関する要件
- 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - (イ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
 - (ウ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。
- ④ 本事業における関係人口に関する要件
- 鹿児島県における市町村や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、市町村が当該移住希望者を地域の担い手の確保に資する関係人口と認め、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 市町村において、本事業における関係人口の対象範囲が明確化されていること。
 - (イ) 対象範囲の明確化に当たっては、鹿児島県等関係機関と調整のうえ、事業実施計画の付属資料として添付していること。
 - (ウ) 移住に際し、以下の要件全てに該当する就業又は起業（事業承継、第二創業を含む）をすること。
 - ・ 地域おこし協力隊ではないこと。
 - ・ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではないこと。
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
 - ・ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
 - (エ) 地域の基幹産業である農林水産業に加え、地域に必要な業種、家業等への就業要件が設定されていること。ただし、上記の就業に加えて、地域資源の活用や維持管理等の地域への取組への参加も認める場合には、鹿児島県と協議の上、設定すること。
- ⑤ 起業に関する要件
- 第 5 に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
- ⑥ 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）
- (ア) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属してい

たこと。

- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、交付金の交付決定がされた後であって、都道府県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。
- (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

⑦ 申請・支給方法

(ア) 申請

移住支援金の申請者は、申請書、移住先の就業先の就業証明書及び本人確認書類に加え、上記①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤のいずれかの要件（世帯の場合については併せて⑥の要件を満たすこと）に該当することを証する書類、その他必要な書類を移住先の市町村に提出する。

a 全員が提出必須の書類

- ・ 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）
- ・ 申請書（転入先での継続した居住・勤務意思等を確認できる書類）

※ 転入の事実の確認は、各市町村が住民票を確認することにより行う。

- ・ 移住元の住民票の除票の写し
（移住元での在住地、在勤期間を確認できる書類）
- ・ 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

b 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類

- ・ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等
（移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

c 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類

- ・ 開業届出済証明書等（移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類）
- ・ 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

d 東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類

- ・ 卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）

- ・ 東京 23 区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- e 世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類
 - ・ 移住元の住民票の除票の写し
（申請者を含む 2 人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

※ 転入の事実の確認は、各市町村が住民票を確認することにより行う。

- f ① 移住支援金（就業の場合）申請者のみ提出が必要な書類
 - ・ 就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日等を確認できる書類）
- f ② 移住支援金（テレワークの場合）申請者のみ提出が必要な書類
 - ・ 所属先企業等の就業証明書（自己の意思等を確認できる書類）
- f ③ 移住支援金（関係人口に関する要件の場合）申請者のみ提出が必要な書類
 - ・ 別途市町村が必要に応じて定める書類
- f ④ 移住支援金（起業の場合）申請者のみ提出が必要な書類
 - ・ 起業支援金の交付決定通知書

（イ） 支給方法

市町村は、（ア）の申請が上記①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤のいずれかの要件（世帯の場合については併せて⑥の要件を満たすこと）に該当すると認めるときは、交付決定通知書を交付し、移住支援金を支給するものとする。

（２） 移住支援金の返還

市町村は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして鹿児島県及び対象となる移住支援金受給者が居住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

（ア） 虚偽の申請等をした場合

（イ） 移住支援金の申請日から 3 年未満に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

（ウ） 第 4. 1 (1) ②における移住支援金（就職に関する要件）において、移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

（エ） 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に移住支援金を受給した市町村

から転出した場合

(3) 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、移住支援金の申請情報、移住支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに鹿児島県に共有することとする。

また、鹿児島県は、起業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町村に共有することとする。

2 マッチング支援事業

(1) マッチングサイトの開設・運営

鹿児島県は、次に掲げる事項全ての要件を満たす移住支援金の対象法人の求人情報を掲載する等のため、マッチングサイトの開設及び運営を行う。

(ア) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

(イ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の情勢等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。

(ウ) みなし大企業^注)でないこと（地域経済構造の情勢等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）。

注) 以下のいずれかに該当する法人をいう。

- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・ 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

※ 上記項目の資本金10億円以上の法人が2 マッチング支援事業(1)(イ)で本事業の対象となる場合には、同項目の判定に当たり資本金10億円以上の法人として考慮しない。

(エ) 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。

(オ) 雇用保険の適用事業主であること。

(カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

(キ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(ク) 鹿児島県内に事業所を持つ法人等であること（本社が県外の場合、鹿児島県内に事業所があること。）

(2) 移住支援金の対象法人の選定

鹿児島県は、以下の申請が(1)の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

① 申請

移住支援金の対象法人の登録申請者は、申請書(様式1)に加え、(1)の要件に該当することを証する書類を県に提出する。

② 登録

鹿児島県は、①の申請が(1)の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

(3) 効果的な求人広告の作成支援

鹿児島県は、移住支援金の対象法人が効果的な求人広告をマッチングサイトに掲載できるよう、以下の取組を行うものとする。

① 鹿児島県が委託した人材紹介会社、地域金融機関、経済団体等による、中小企業等に対する求人広告に係るセミナー等の開催

② 鹿児島県が委託した人材紹介会社、地域金融機関、経済団体等による、中小企業等に対する求人広告・採用ページ作成の個別指導・支援

(4) 選定企業、掲載求人情報に係る情報共有

鹿児島県は、マッチング支援における対象法人及び掲載求人情報について、市町村に共有することとする。

3 地方就職学生支援事業

鹿児島県は、事業の制度設計・全体管理、新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、市町村は、申請受付・要件確認、地方就職学生支援金の支給、定着の確認、債権管理を担うものとする。

地方就職学生支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 地方就職学生支援金の支給

市町村は、申請時において①及び②の要件を満たす者の申請に基づき、③に定める方法により、別紙2に定める対象経費の地方就職学生支援金を支給する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内(条件不利地域を除く)のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る経費(交通費)については、在学中(卒業見込み)の場合も対象とする。

b 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内(条件不利地域を除く)に継続して在住していること。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 別紙3に記載のある県内市町村に移住したこと。ただし、就職活動等にかかる経費（交通費）については、鹿児島県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。
- b 交付金の交付決定がされた後であって、鹿児島県において地方就職学生支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。
- c 地方就職学生支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
- d 移住先の別紙3に記載のある県内市町村に、地方就職支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に3（1）②の要件を満たす企業等に就職し、別紙3に記載のある県内市町村に移住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他申請者の居住する都道府県又は市町村が地方就職学生支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 就業に関する要件

次に掲げる（ア）及び（イ）に該当すること。

（ア）就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が鹿児島県内に所在すること。
- b 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を含む者でないこと。
- c 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- d 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。ただし、別紙5に記載のある市町村が定めた機関は対象とする。
- e 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、鹿児島県及び市町村の判断により対象とすることを可能とする。

- f 勤務地が鹿児島県に所在する企業等に、3（1）①（ア）の要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

（イ）就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- b 当該地域への勤務地限定型社員（勤務地が1か所しかないような、そもそも勤務地限定型社員としての採用ではない就業予定先も含む）としての採用であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

③ 申請・支給方法

（ア）申請

地方就職学生支援金の申請者は、申請書、内定先企業による証明書、在学証明書、交通費の領収書、及び本人確認書類に加え、上記①及び②の要件に該当することを証する下記書類を移住先の市町村に提出する。

a 全員が提出必須の書類

- ・ 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）
- ・ 卒業・修了証明書（卒業・修了日から就業開始日が1年以内のもの）
- ・ 申請書（移住後、継続して居住する意思の宣誓）

※ 移住先の市町村における居住の事実の確認は、各市町村が住民票を確認することにより行う。

- ・ 就職活動等に係る経費（交通費）、移住に係る経費（移転費）の領収書
- ・ 就職先企業による証明書（新規採用者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業への就職及び就業継続の意思の宣誓）

※ 勤務地限定型社員としての採用の場合は、その旨併せて記載されているもの

- ・ 移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）
- ・ 地方就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振り込み可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

b 在学中に交通費を申請する場合に提出が必要な書類

- ・ 在学証明書（卒業学年である確認が取れるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）すること。）又は卒業・修了証明書

（イ）支給方法

市町村は、（ア）の申請が上記①及び②の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書を交付し、地方就職学生支援金を支給するものとする。

(2) 地方就職学生支援金の返還

市町村は、地方就職学生支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職学生支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして鹿児島県及び対象となる地方就職学生支援金受給者が移住する予定又は居住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) (在学中に交通費を申請する場合) 申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

(ウ) (在学中に交通費を申請する場合) 申請から1年以内に申請先市町村に転入しなかった場合(ただし、申請時に既に申請先市町村に住民票がある場合を除く。)

(エ) 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合

(ただし、退職日から3カ月以内に3(1)②の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く)

(オ) 申請先市町村への転入日から3年未満で申請先市町村から転出した場合。ただし、住民票を移さずに転出していた者については、3(1)②の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満で申請先市町村から転出した場合。

② 半額の返還

申請先市町村への転入日から3年以上5年以内に申請先市町村から転出した場合。ただし、住民票を移さずに転出していた者については、3(1)②の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に申請先市町村から転出した場合。

(3) 地方就職学生支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、地方就職学生支援金の申請情報、地方就職学生支援金支給者の就業先情報及び地方就職学生支援金返還対象者に関する情報について、速やかに鹿児島県に共有することとする。

(起業支援事業)

第5 起業支援事業は、次のとおり実施する。

1 起業支援金の給付

鹿児島県内において、(1)に定める要件を満たす者のうち、(2)に定める要件を満たす事業の起業を行う者に対して、当該起業を行った者が要した(3)に定める経費の2分の1に相当する額を、起業支援金として交付する。ただし、起業支援金の額は最大200万円とする。

(1) 支給に関する要件

(ア) 対象者に関する要件

① 新たに起業をする場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 国の交付決定日以降、起業支援事業の補助事業期間の完了日までに個人事業の開業届出もしくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。
- b 鹿児島県内に居住していること、もしくは起業支援事業の補助事業期間の完了日までに県内に居住することを予定していること。
- c 法人の登記又は個人事業の開業の届出を県内で行う者であること。
- d 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。
- e 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

② 事業承継又は第二創業をする場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 国の交付決定日以降、起業支援事業の補助事業期間の完了日までに Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での、デジタル技術を活用して地域課題の解決に資する社会的事業に関する事業を、事業承継、又は第二創業により実施する個人事業主若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の代表者となる者であること。
- b 鹿児島県内に居住していること、もしくは、起業支援事業の補助事業期間の完了日までに県内に居住することを予定していること。
- c 事業承継又は第二創業により新たに実施する事業を鹿児島県内で行う者であること。
- d 法令順守上の問題を抱えている者でないこと。
- e 申請を行う者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

(2) 対象となる事業に関する要件

① 新たに起業をする場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 鹿児島県の地域の課題の解決に資する以下に掲げる事項の全てに該当する社会的事業（Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野※1 を含む）であり新たに起業する事業であること。

※1 Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野

未来技術（IoT、ビッグデータ、人口知能（AI）、ロボット等）を活用した新たな社会システムづくり等に関連する事業を想定

- a 鹿児島県の地域社会が抱える課題の解決に資する事業で、次の社会的事業の分野における起業であること（社会性）
 - ・ 地域活性化に関すること
 - ・ まちづくりの推進に関すること
 - ・ 過疎地域等（※2）の活性化に関すること
 - ・ 社会教育に関すること

- ・ 子育て支援に関すること
 - ・ 社会福祉に関すること
 - ・ 環境に関すること
 - ・ その他社会的事業に該当すると認められる分野に関すること
- ※2 過疎地域等とは、次に掲げる地域とする。(以下同じ)
- ・ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)の規定に基づく過疎指定地域
 - ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域。
 - ・ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域
 - ・ 半島振興法(昭和60年法律第63号)の規定に基づく半島振興対策実施指定地域
 - ・ 離島振興法(昭和28年法律第72号)の規定に基づく離島振興対策実施指定地域
 - ・ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に規定する奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域)
 - ・ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地

- b 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること(事業性)
- c 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと(必要性)
- d 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること(デジタル技術の活用)
- e 鹿児島県内で実施する事業であること。
- f 国の交付決定日以降、起業支援事業の補助事業期間の完了日までに新たに起業する事業であること。
- g 公序良俗に反する事業でないこと。
- h 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条において規定する風俗営業等)でないこと。

② 事業承継又は第二創業をする場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野であり、かつ鹿児島県が地域再生計画において定める分野において、デジタル技術を活用して地域の課題の解決に資する社会的事業に関する事業を、事業承継、又は第二創業により実施する事業であること。

- a 鹿児島県の地域社会が抱える課題の解決に資する事業で、次の社会的事業の分野における起業であること（社会性）
 - ・ 地域活性化に関すること
 - ・ まちづくりの推進に関すること
 - ・ 過疎地域等の活性化に関すること
 - ・ 社会教育に関すること
 - ・ 子育て支援に関すること
 - ・ 社会福祉に関すること
 - ・ 環境に関すること
 - ・ その他社会的事業に該当すると認められる分野に関すること
- b 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）
- c 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）
- d 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（デジタル技術の活用）
- e 鹿児島県内で実施する事業であること。
- f 国の交付決定日以降、起業支援事業の補助事業期間の完了日までに新たに起業する事業であること。
- g 公序良俗に反する事業でないこと。
- h 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条において規定する風俗営業等）でないこと。

（3）対象経費

新たに起業する者が起業に要する経費

人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報・周知費、外注費、委託費 等

2 伴走支援

起業支援金の給付を受ける者に対し、起業に当たり、以下の支援を行う。

- （1）起業支援の専門家による助言・指導
- （2）事業計画の進捗管理
- （3）販路開拓
- （4）資金計画の作成
- （5）その他必要な支援

3 交付手続

（1）申請

起業支援金の支給を申請する者は、本人確認書類に加え、1（1）及び（2）の要件に該当することを証する書類を4の執行団体に提出する。

（2）交付方法

執行団体は、社会的事業に知見を有する複数（三名以上）の者からなる外部委

員会を設置するとともに、当該外部委員会の審査を経て（１）の申請が１（１）及び（２）の要件に該当すると認めるときは、起業支援金を支給するものとする。

4 執行体制

鹿児島県は、起業支援事業の効果的・効率的な執行を図るため、別途公募・選定を通じて、１、２及び３の業務を行う執行団体（事務局）を置くことができる。

（財源の負担割合）

第６ 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第４の１に定める移住支援事業

（１）移住支援金

移住支援金の地方負担については、鹿児島県が２分の１、市町村が２分の１を負担することとし、県は、当該２分の１に相当する額に、移住支援金に充てるために国から新しい地方経済・生活環境創生交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。

（２）移住支援金の支給に係る事務経費

移住支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、市町村が負担することとし、鹿児島県は、市町村の移住支援金の支給に係る事務経費に充てるために国から新しい地方経済・生活環境創生交付金として交付を受けた額を市町村に交付する。

2 第４の２に定めるマッチング支援事業

事業費の地方負担については、鹿児島県が負担する。

3 第４の３に定める地方就職学生支援事業

（１）地方就職学生支援金

地方就職学生支援金の地方負担については、鹿児島県が２分の１、市町村が２分の１を負担することとし、鹿児島県は、当該２分の１に相当する額に、地方就職支援金に充てるために国から新しい地方経済・生活環境創生交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。

（２）地方就職学生支援金の支給にかかる事務経費

地方就職学生支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、鹿児島県が２分の１、市町村が２分の１を負担することとし、鹿児島県は、市町村の地方就職学生支援金の支給に係る事務経費に充てるために国から新しい地方経済・生活環境創生交付金として交付を受けた額を市町村に交付する。

4 第５に定める起業支援事業

事業費の地方負担については、鹿児島県が負担する。

（協力）

第７ 鹿児島県と市町村は、わくわくかごしま移住促進事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

（雑則）

第８ この要領に定めるもののほか、わくわくかごしま移住促進事業の実施に必要な

事項は、知事が別紙 4 に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和元年 10 月 3 日から実施する。
- 2 2019 年度に限り、第 4 の 1 (1) ② (イ) 中「マッチングサイトに掲載している求人」とあるのは「マッチングサイト（マッチングサイト開設前にあつては、鹿児島県のサイト）に掲載している求人」、同 (オ) 中「マッチングサイトに上記 (イ) の求人が移住支援金の対象として掲載された日」とあるのは「マッチングサイト（マッチングサイト開設前にあつては、鹿児島県のサイト）に上記 (イ) の求人が移住支援金の対象として掲載された日」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和元年 12 月 20 日から改正する。

附 則

この要領は、令和 2 年 7 月 21 日から改正する。

附 則

この要領は、令和 2 年 12 月 22 日から改正する。

附 則

この要領は、令和 3 年 3 月 15 日から改正する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から改正する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から改正する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から改正する。

附 則

この要領は、令和 5 年 6 月 23 日から改正する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から改正する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から改正する。

令和7年度移住支援金対象市町村

鹿児島市	鹿屋市	枕崎市
阿久根市	出水市	指宿市
垂水市	薩摩川内市	曾於市
霧島市	いちき串木野市	南さつま市
志布志市	南九州市	伊佐市
姶良市	三島村	十島村
さつま町	長島町	湧水町
大崎町	東串良町	錦江町
南大隅町	肝付町	中種子町
南種子町	屋久島町	宇検村
龍郷町	徳之島町	天城町
伊仙町	知名町	

地方就職学生支援事業に係る補助対象経費及び補助限度額

区分	内容
補助対象経費	(交通費) 補助対象者が鹿児島県で就職活動を行うため、東京圏から鹿児島県内での就職活動の実施場所まで公共交通機関で移動する際の交通費（航空機、鉄道、電車、バス、船舶等）。 交通費の算定については、「鹿児島県職員等の旅費に関する条例」に準ずるものとし、往復交通費を対象とする。 ただし、1回の往復移動に係る交通費の実費負担が1万円未満の場合は対象外とする。 (移転費) 補助対象者が鹿児島県へ移住する際の引越し費用（運送費）
補助限度額	(交通費) 「鹿児島県職員等の旅費に関する条例」に基づく東京までの往復交通費（1回分限り）の1/2以内の金額。 (移転費) 移住に要する最低限の実費であることを証明できる場合は、移転に要した実費の金額。ただし、証明できない場合は、113,500円以内の金額。

令和7年度地方就職学生支援金対象市町村

鹿児島市

鹿屋市

出水市

垂水市

薩摩川内市

曾於市

霧島市

志布志市

始良市

十島村

長島町

大崎町

東串良町

錦江町

南大隅町

肝付町

南種子町

宇検村

知名町

(1) 補助金交付申請日

区分	交付申請日
1 移住支援事業	県と市町村間における交付申請日は、県と市町村が協議して定める。
2 地方就職学生支援事業	県と市町村間における交付申請日は、県と市町村が協議して定める。
3 起業支援事業	県と執行団体間における交付申請日は、執行団体としての採択を受けた日から2週間以内とする。

官公庁の指定先市町村及び該当職種

市町村	該当職種
1 鹿屋市	市役所職員（土木技師、農業技師、畜産技師）
2 曾於市	市役所職員（一般事務、栄養士、建築技師、歯科衛生士、社会福祉士、畜産技師、土木技師、農業技師、保育士、保健師、林業技師、水道技師、電気技師） 消防職員
3 志布志市	市役所職員（事務職、技術職）
4 十島村	役場職員（本庁勤務の行政職、十島村内勤務の専門職）
5 長島町	役場職員（一般事務職、保健師、看護師）
6 南種子町	役場職員（行政職、消防職）
7 知名町	役場職員（一般事務職、建築技師、栄養士、保健師、保育士） 沖永良部与論地区広域事務組合（消防士）